

総論

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

介護保険制度は、将来の超高齢社会の到来に対する高齢者の安心と直面する介護問題を社会全体で支える仕組みとして平成12年4月に創設されました。それ以降、高齢化の進展に伴い、介護サービス利用者は制度創設時の3倍を超えており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。

本市では、ひたちなか市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下「しあわせプラン21」という。）の第6期（平成27年度～平成29年度）において、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年までの10年間で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を段階的に構築する期間と位置づけました。第7期（平成30年度～令和2年度）においては、データに基づく地域課題の分析を行い、自立支援・要介護状態の重度化防止のための取組や在宅医療・介護連携を図るための体制の整備、認知症施策の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進等により、地域包括ケアシステムを本市の実情に応じて深化・推進してきました。第8期（令和3年度～令和5年度）では、第7期の取組を継続しつつ、地域包括ケアシステムの更なる推進と介護予防・健康づくりの推進、「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の推進等の取組を行いました。

今後、高齢者人口がピークを迎える2040年に向け、85歳以上人口が急増することから、医療・介護両方を必要とするなど多種多様なニーズを有する高齢者が増加していくことが見込まれています。その一方、生産年齢人口は急減していくことから、介護人材の不足も予測されます。

このようなことから、第9期（令和6年度～令和8年度）に整備するしあわせプラン21においては、地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な整備や、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図るとともに、介護人材の確保などの施策の展開を図っていく必要があります。

2 計画の性格及び他の計画との調和

第9期しあわせプラン21は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を構築するため、介護保険事業の計画的・効果的な整備や高齢者の福祉に関する施策について、令和6年度からの3か年における目指す指標と具体的な施策を示すものです。

「ひたちなか市第3次総合計画」の基本構想を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築を推進し、「ともに支えあい末永く健やかに暮らせるまちづくり」を目指すとともに、国や県が定める医療、介護及び福祉等に関する計画や本市の地域福祉計画等との調和を図ります。

また、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の理念を踏まえ、取組を推進していきます。

▶本計画と関連するSDGsの目標

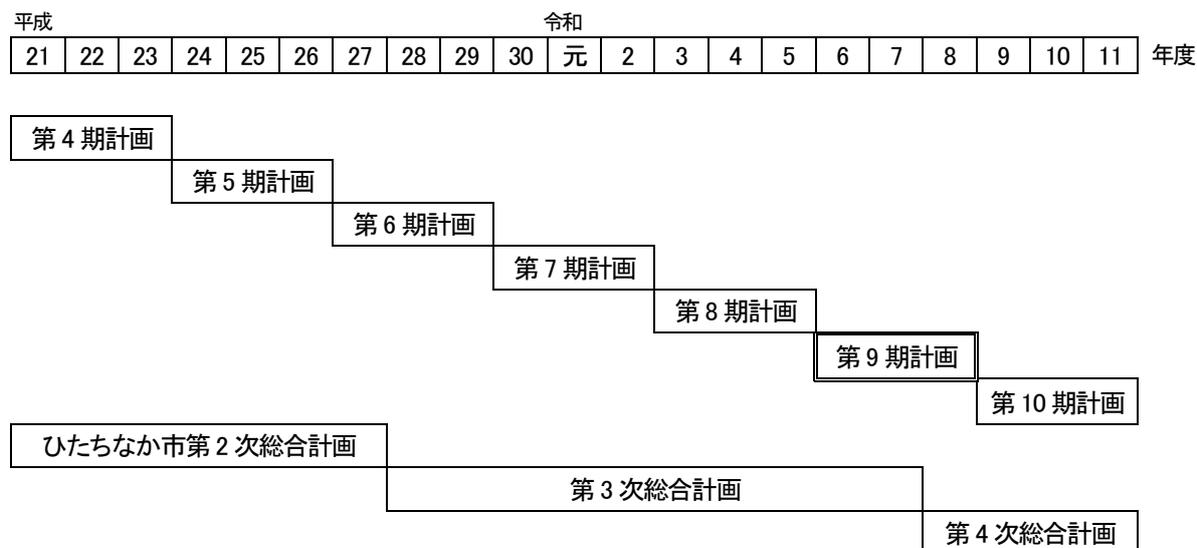


3 計画の法的位置付け

しあわせプラン 21 は、老人福祉法の規定に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に構成したものです。高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、第3期から3年を1期とする計画期間となっています。

4 計画期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。



5 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、介護保険事業や福祉サービスについて、供給体制の整備や計画推進に向けての取組等、計画の実施状況を評価する必要があるため、医療、介護、被保険者の各代表や学識経験者等で構成する「ひたちなか市高齢者福祉計画推進会議」において、実施状況等を検証するとともに、事業の総合的な推進を図っていきます。

「地域包括支援センター運営部会」では、地域包括支援センターにおいて事業が適切に、また公正・中立性の観点から運営されているかを点検し、協議を行っていきます。

「地域密着型サービス運営部会」においては、地域密着型サービスにおける事業所指定及び指定更新等について協議を行っていきます。